

広島県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和二年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

| 区 間 | | 新 旧 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備 考 |
|--|---|-----|-----------------|--------------|-----|
| 新 | 旧 | | | | |
| 三次市粟屋町三八一五番一地从先から 三次市粟屋町三八一五番一地从先まで | | | 四・〇〇〃六 ・六〇 | 二四・〇〇 | |
| | | | 四・〇〇〃六 ・八〇 | 二四・〇〇 | 拡幅 |